

広陵町地域公共交通活性化協議会事務局規程の改正（案）

1 改正点

規約第3条を改正する。

2 新旧対照表

現行	改正後（案）
(職員等) 第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。 2 事務局長は、広陵町 <u>企画部まちづくり推進課長</u> をもって充てる。 3 事務局員は、広陵町 <u>企画部まちづくり推進課の職員</u> をもって充てる。	(職員等) 第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。 2 事務局長は、広陵町 <u>公共交通担当課長</u> をもって充てる。 3 事務局員は、広陵町 <u>公共交通担当課の職員</u> をもって充てる。